2023 年 7 月版

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型 ）】

業務名称： ペルー国北部地域持続可能な観光開発支援に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

調達管理番号：23a00651

【内容構成】

第１章　入札の手続き
第２章　特記仕様書
第３章　技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2023 年 10 月 18 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第１章　入札の手続き

１．公告

公告日　2023 年 10 月 18 日

２．契約担当役

理事　井倉　義伸

３．競争に付する事項

（１）業務名称：ペルー国北部地域持続可能な観光開発支援に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）[1]

（４）契約期間（予定）：2023 年 12 月から 2024 年 2 月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が 12 ヵ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

なお、新型コロナウイルス感染拡大、先方政府側の都合等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

４．担当部署・日程等

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

（１）選定手続き窓口

調達・派遣業務部　契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

経済開発部　民間セクター開発グループ　第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023 年　10 月　24 日　12 時
2	入札説明書に対する質問	2023 年　10 月　25 日　12 時
3	質問への回答	2023 年　10 月　30 日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の **4 営業日前から 1 営業日前の正午まで**
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2023 年　11 月　6 日　12 時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2023 年　11 月　17 日　11 時 30 分～
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

５．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１）消極的資格制限

２）積極的資格要件

３）競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

６． 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第１章 企画競争の手続き」の「４．（３）日程」参照）。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

提供資料：

- 第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料
- 「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」
- 契約書雛型、入札・技術提案に係る書式

「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

７． 入札説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記４．（３）日程参照

２）提出先　：上記４．（１）選定手続き窓口宛、
CC: 担当メールアドレス

３）提出方法：電子メール

①　件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

②　添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注１）　質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（２）の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注２）　公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記４．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

８．入札書・技術提案書の提出

（１）提出期限：上記４．（３）日程参照

（２）提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

１）技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（ＰＤＦ）での提出とします。

② 上記４．（３）日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」

④ 依頼メールが１営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

⑤ 技術提案書はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

２）入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記４．（３）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

３）別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記４．（３）日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（３）提出先

１）技術提案書

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

２）見積書　（別見積書）

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：**（調達管理番号）_（法人名）_見積書**

〔例：22a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「22a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（４）提出書類

１）技術提案書・別見積書

（５）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

９．技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の２営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記４．選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

１０．入札書

(１) 入札価格の評価は、「第２章　特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税１０％が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(２) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

(３) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(４) 入札保証金は免除します。

(５) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

２）入札書の提出期限後に到着した入札

３）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

４）明らかに連合によると認められる入札

５）同一競争参加者による複数の入札

６）条件が付されている入札

７）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

８）その他入札に関する条件に違反した入札

１１．入札執行の日時、手順等

（１）日時：上記４．（３）日程参照

（２）入札会の手順

１）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

２）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は上記１１.（２）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。[2]

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１２．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格

[2] この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、

配点を技術評価点７０点、価格評価点３０点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章　技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」、

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を１００点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り１００を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① （価格評価点）＝最低見積価格＝１００点

② （価格評価点）＝最低見積価格／（それ以外の者の価格）×１００点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の８０％未満の見積額を提案した場合は、予定価格８０％を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の８０％を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝１００点

それ以外の見積額（Ｎ）：価格評価点＝（予定価格×０．８）/Ｎ×１００点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の８０％未満の場合は、予定価格の８０％をＮとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点７０：３０の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×０．７＋（価格評価点）×０．３

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

１）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１３．契約書作成及び締結

（１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

（２）速やかに契約書を作成し締結します。

（３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、コロナ関連費等を両者協議・確認して設定します。

以 上

第２章　特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所やの参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」）と**受注者名**（以下、「受注者」）との業務実施契約により実施する「北部地域持続可能な観光開発支援に係る情報収集・確認調査（**一般競争入札（総合評価落札方式）-ランプサム型**）」に係る業務の仕様を示すものである。

第２条 調査の背景・経緯

ペルーには紀元前からインカ帝国までのアンデス文明及びスペイン植民地時代を含む様々な年代の重要な遺跡や文化財が多く存在し、これら豊富な文化遺産や自然の観光資源を活用した観光産業は、外貨獲得の貴重な手段の一つとなっている。コロナ禍以前の 2019 年には、外国人訪問者数は約 440 万人、国内旅行者数は約 4,800 万人で、観光セクターは GDP の 3.9%を占める（鉱業、農業セクターに次ぐ経済規模）付加価値を産出し、47.03 億 USD の外貨獲得、約 150 万人の雇用創出に寄与した。コロナ禍で観光産業は多大な負の影響を受けたものの、現在は回復基調にあり、2022 年には、外国人訪問者数は約 200 万人、GDP の 2.2%、28 億 5,500 万 USD の外貨獲得、約 100 万人の雇用創出を達成した。

ペルー政府の La Política General de Gobierno 2021-2026（仮訳：一般政府政策（2021-2026））では、主要 10 項目の一つとして「農業・農村開発による経済再生：農業・農村開発、及び文化・観光の促進」を掲げ、文化・観光振興を経済再生に向けた重点分野としている。また、「国家観光戦略計画（2016-2025）」を踏まえつつ、2022 年 5 月、コロナ禍を踏まえた「国家観光復興戦略（2022-2025）」が策定された。同戦略では、包摂的かつ持続的な活動を通じて、ペルー国内の豊かな自然・文化を体験できる観光開発を促進することに主眼が置かれている。

しかし、一部の観光地域では、遺跡保護や景観保全に十分に配慮しない開発が進められ、同地域の受入能力以上に観光客数が増加した結果、遺跡保護や景観保全に懸念が生じている。また、ペルーにおける観光活動の大部分は、「マチュ・ピチュ歴史保護区」や「ナスカとパルパの地上絵」を含む南部地域に集中しており、特に北部地域では多くの貴重な遺跡や景観を観光資源として十分に活用できていない。2023 年 2 月に経済財務省及び貿易観光省によって開始された、5 億ソル（日本円で約 200 億円相当）規模の投資を行う「Con Punche Peru Turismo」においても、マチュ・ピチュやコルカ渓谷等の南部地域が支援対象地となっている。

JICA は、これまで開発調査「全国観光開発マスタープラン」（第 1 フェーズ：1998 年 9 月～1999 年 3 月、第 2 フェーズ：1999 年 11 月～2000 年 12 月）を通じて観光開発マスタープランの策定に協力した。また、この成果も踏まえつつ、現在、ペルー北部のアマゾナス州において、技術協力「ウトゥクバンバ渓谷上流地域におけ

る文化的景観を活用した持続的開発促進プロジェクト」（2019 年 2 月～2025 年 2 月）及び円借款「アマソナス州地域開発事業」（2013 年 1 月～2025 年 3 月）を実施している。技術協力事業では、ウトゥクバンバ渓谷上流地域において、チャチャポヤ、インカ、スペイン占領期を経て約 1500 年にわたって受け継がれてきた自然や文化、生活様式を観光資源として活用しつつ、渓谷エリア全体を「屋根のない博物館（エコ・ミュージアム）」と見立て、地域住民が主体となって観光客向けの商品開発を推進している。円借款事業では、ウトゥクバンバ渓谷の地域開発基盤の構築を図り、もって総合的な地域経済開発及び地域住民の生活水準の向上に寄与するため、観光資源・施設整備、観光行政能力強化、コミュニティ開発、及び道路整備、廃棄物処分場の建設を行っている。これらの協力事業を通じて、アマソナス州において、文化遺産の保全と観光産業の振興を両立する新たな観光開発モデルの構築が進められ、左記モデルに対するペルー政府の関心も高くなっている中、同開発モデルをペルーの北部地域に展開することで、大きな開発効果が得られる可能性がある。

第３条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的

「第２条 調査の背景・経緯」を踏まえ、ペルー通商観光省が重点を置く北部地域を対象として、観光分野の各種情報を収集・整理・分析したうえで、住民参加型の観光振興を軸とした開発モデルの適用可能性及び我が国の協力の方向性を踏まえた協力プログラム案[3]を検討するもの。

（２）対象地域

ペルー共和国北部地域（カハマルカ州、ランバイエケ州、ロレト州を想定）及びリマ市

※北部地域の調査対象サイトについて、治安等の条件も確認した上で選定する（ロレト州のプトゥマヨ郡、マリスカル・ラモン・カスティヤ郡等、安全対策措置上渡航不可となっている地域もある）。

（３）業務の範囲

コンサルタントは、「第３条（１）調査の目的」を達成するため、「第４条　調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第５条　調査の内容」に示す事項の業務を行い、調査の進捗に応じて「第６条　報告書等」に示す報告書等を作成し、相手国関係機関への説明・協議の上、JICA に提出する。

第４条 調査実施の留意事項

（１）対象地域

ペルー北部地域の中で、太平洋岸の砂漠地帯（コスタ）、アンデス山岳地帯（シエラ）、アマゾン低地ジャングル地帯（セルバ）の各地域から、異なる文化的発展を遂げてきたランバイエケ州、カハマルカ州、ロレト州の３州を対象とする。なお、ランバイエケ州ではプレインカ期にランバイエケ文化、モチェ文化、チャビン文化、ビクー文化等の文化が複層的に発展した。カハマルカ州は、インカ帝国最後の皇帝アタワルパが処刑された場所でもあり、インカ帝国期の文化遺産が数多く残されている。ロ

[3] 協力プログラム案は、調査対象地域の中で、優先的に支援が必要と想定される対象コミュニティ候補群をリスト化し、観光資源として活用するために必要となる遺跡調査、観光資源開発、観光関連インフラ開発のことを指す。なお、「第５条 調査の内容」の（１０）で詳述している。

レト州は、インカ帝国の支配が及ばなかった地域である。また、ペルーに来訪する観光客の多くはリマ市を経由するため、リマ市内も調査対象地域とする。

（２）関係機関との協議及びアポイントメント

本調査は、JICA の支援方針／事業計画を検討するために情報収集・分析を行うものであり、特定政府からの要請に基づく調査ではない。先方政府関係者等の協議の際は、調査時点で特定の方針策定や事業実施を確約するものではないことに留意し、誤解を招かないよう十分注意すること。なお、現地調査対象国政府関係者、及び本邦政府関係機関との初回の会合については、必要に応じ、JICA がアポイントの取り付けを支援するので、調査スケジュールをあらかじめ余裕をもって JICA に相談するとともに、レターのドラフトを作成すること。

（３）実施中の JICA による協力との連携

協力プログラム（案）の提案にあたっては、以下の案件等との連携についても積極的に検討すること。

- 技術協力「ウトゥクバンバ渓谷上流地域における文化的景観を活用した持続的開発促進プロジェクト（2019 年 2 月～2025 年 2 月）」
- 円借款「アマソナス州地域開発事業（2013 年 1 月～2025 年 3 月）」
- JICA 海外協力隊事業
- その他、過去の観光・文化セクターにおける JICA 事業

（４）日系社会との連携の可能性

ペルーには、約 20 万人の日系社会が存在しており、日本・ペルー両国の懸け橋になっていることを踏まえ、観光分野における日系社会との連携可能性についても積極的に検討し、今後の協力プログラム案に含めること。

（５）SDGs に貢献する観光開発支援の策定

UNWTO は、観光は SDGs の 17 ゴール全てに貢献し得る産業であることを提唱しており、JICA はこれを受けて、UNWTO と共同で観光産業による SDGs 達成への貢献度を測定するための指標集を開発した[4]。したがって、JICA 協力プログラム案を提案する際には、SDGs 達成に資する協力内容となることを意識しつつ、TIPs を活用しながら SDGs 達成に向けて JICA 協力プログラム案がどう貢献する可能性があるのか整理する。そのうえで、協力プログラム開始後、その貢献度を適切にモニタリングするために適した指標案を提案すること。また、開発プログラム案と JICA グローバルアジェンダとの関連性も明示すること。

（６）ジェンダー平等・女性のエンパワメント推進

本業務の実施にあたり、ジェンダーバランスなど多様性の視点に立った実施方法を採る。具体的には、データ収集の際に、ジェンダー別に収集・分析を行い、定量・定性的効果を可能な限りジェンダー別で把握すること等を指すものとする。また、調査活動を通じて得られた知見・経験を踏まえ、今後の協力プログラムにおいて、ジェンダー主流化を推進するための具体的な手法を提案する。また、事業対象者が各自のジェンダーによって参加が困難とならないよう、包摂のための工夫をする。

（７）環境社会配慮と人権尊重の基準に沿った計画の提案

[4] https://www.e-unwto.org/doi/10.18111/9789284424344, Achieving the Sustainable Development Goals through Tourism – Toolkit of Indicators for Projects (TIPs)

提案する協力プログラム案が、国際的に確立した人権基準の尊重及び JICA の環境社会配慮に沿ったものか検証し、また、実施に当たっての留意事項を提案すること。特に、協力プログラム案が「国家観光復興戦略（2022-2025）[5]」でも言及のある「子どもの商業的性的搾取」の予防、撲滅に貢献するための留意事項を提案すること。

第５条 調査の内容

（１） インセプションレポートの作成・説明及び協議。

技術提案書をもとに、受注者と協議の上、既存資料の内容を確認し整理したうえで、調査の実施方針・内容・手法・作業計画を検討し、インセプションレポートを作成し、受注者の承認を得る。

（２） 観光分野の開発計画、政策、制度、体制等について確認し、政策面に対する課題分析を行う。

国策における観光産業の位置付けや重点策、及び、北部地域の観光開発の扱いについて確認した上で、調査対象となる各州の観光開発計画の有無およびその立案・運用状況と、開発計画のもと策定された観光関連政策および制度について州ごとに整理、比較する。また、各州における観光開発計画の策定及び実施体制についても確認した上で、各州政府とペルー通商観光省及びペルー文化省との関係性、連携状況について整理した上で、観光開発における政策面の課題分析を行う。

（３） 観光関連のインフラ開発状況や人材育成の現状について確認し、関連する政策、計画、制度、予算、実施機関等に対する課題分析を行う。

ペルー通商観光省と、国全体、及び対象地域の各州政府における①観光関連インフラ（都市インフラおよび観光インフラ）及び②観光産業の人材育成の仕組みについて、現状及び関連する政策、計画、制度、予算状況を確認する。その上で、優先的に実施されるべきインフラ開発及び人材育成のニーズを特定する。なお、以下を「観光関連インフラ[6]」の対象として整理・課題分析を行うが、これはあくまで一例であり、これらのみに限定することを意図したものではない。

- 都市インフラ：各州の主要エントリーポイントとなる主管道路、主管道路から観光地に延びる支道、通信インフラ、廃棄物処理施設、上下水道など
- 観光インフラ：観光関連の公共公益施設（博物館等の文化施設、観光案内所、観光局、ガイドセンター、ビジターセンター）など

（４） 観光分野の市場情報（観光客に関する基本情報、観光サービス等）及び観光関係者（政府、行政、民間団体等）のニーズ等につき確認し、課題分析を行う。

[5] https://cdn.www.gob.pe/uploads/document/file/1764327/RVM%20N%20004-2021-MINCETUR-VMT%20%2B%20Anexo.pdf.pdf?v=1617280973, ESTRATEGIA NACIONAL DE REACTIVACIÓN DEL SECTOR TURISMO 2021 - 2023

[6] これ以外にも必要な情報についてはプロポーザルで提案すること。

対象地域における観光分野の市場情報および観光関係者のニ―ズ[7]について、整理し、課題分析を行う。なお、ここでいうニーズとは、観光関係者にとって、現在若しくは将来的に必要となる観光関連インフラ投入[8]若しくは人材育成を指す。

＜市場情報＞

- 観光客数、観光収入額の推移
- 観光客に係る各種情報（出国地、年齢、性別、職業、団体／個人、滞在日数、目的、移動手段、観光ルート、手配業者等）
- 観光サービスに係る各種情報（宿泊施設、レストラン、土産物屋、民間の観光関連施設[9]におけるインターネットの通信・回線状況、ガイドサービス、パンプレット、ビデオ素材、多言語での案内、翻訳サービス等）

＜観光関係者のニーズ等＞

- 関係政府機関（州政府観光局、文化局等） のニーズ
- 観光に影響を及ぼす行政サービス（病院、警察、治安等）のニーズ
- 観光産業に関わる、若しくは観光地に所在する NGO、大学、コミュニティのニーズ
- 民間団体（民間旅行業界、商工会議所、ホテル協会等）のニーズ

（５） 観光資源に係る現状について確認し、課題分析を行う。

対象地域における観光資源に係る以下の情報について整理し、課題分析を行う。観光資源の対象は以下のとおりとする。[10]

- 自然資源（山岳、高原・湿原・原野、湖沼、河川・峡谷、滝、海岸・岬、岩石・洞窟、動物、植物、自然現象）
- 人文資源（史跡、協会、集落・街、郷土景観、建造物、年中行事、動植物園・水族館、博物館・美術館、食、芸能・スポーツ、工芸品・地方産品、観光ツアー）

（６） 観光分野で適用可能な本邦及び現地のイノベーション技術の活用可能性について調査し、整理する。

観光関連情報整備や来訪者管理[11]において、観光分野において適用可能なイノベーション技術を持つ企業をリストアップし、各技術について具体的かつ現実的に想定される活用可能性を整理する。

（７）本邦の大学・研究機関との連携の可能性

カハマルカ州では東京大学がクントゥル・ワシ遺跡及びマイチリ遺跡の研究を行っており、地域開発（観光資源）の一つとしての遺跡保護に一定の経験がある。今後の協力プログラム案の手段として、同経験の活用についても検討すること。

（８）ペルー国内の日系社会との連携可能性について調査し、整理する。

---

[7] 「市場情報」及び「観光関係者のニ―ズ」について、これ以外にも必要な情報についてはプロポーザルで提案すること。

[8] 観光関連インフラの範囲については同項（３）のとおりであるが、これ以外にも対象とするべき情報についてはプロポーザルで提案すること。

[9] ここでの「観光関連施設」とは、宿泊施設、レストラン、土産物屋等の民間事業者等によって運営される施設を指す。

[10] これ以外にも対象とすべき情報についてはプロポーザルで提案すること。

[11] これ以外にも対象とすべき技術についてはプロポーザルで提案すること。

ペルー日系人協会等へヒアリングを実施し、主にリマ市の観光関連産業に従事するペルー日系人の現状、および、観光関連組織の有無について整理するとともに、調査対象地域の観光関連組織若しくは日系人関連組織との連携状況及び連携可能性について確認する。

（９）対象地域における他ドナー（国連機関（UNESCO、ICOMOS 等）、世界銀行、他国の援助機関等）、NGO、ビジネスパートナーとしてなり得る現地観光プロモーター等の支援状況及び課題を整理し、分析する。

対象地域において、支援を実施中若しくは実施予定である他ドナー、NGO、現地観光プロモーター等の支援計画、状況について情報収集し、各支援の課題の有無について整理した上で、課題がある場合はその原因について分析する。また、他ドナー、NGO、現地観光プロモーター等の支援状況に関する情報収集にあたって、住民参加型の観光開発を支援する他ドナー、NGO、現地観光プロモーター等が存在する場合には、具体的な支援内容（目標、対象者、期間、実施体制、予算）についても整理する。

（１０）第５条（１）～（７）を踏まえ、住民参加型を軸とした観光開発モデルの適用可能性及び我が国の協力の方向性を検討の上、協力プログラム案を提案する。協力プログラム案には以下を含める。なお、対象地域の現地カウンターパート機関に対し、JICA の支援案を提案したうえで、提案結果を JICA に報告する。

- 調査対象地域の中で、優先的に支援が必要と想定される対象コミュニティ候補群をリスト化し、各コミュニティの背景、現状、観光資源の有無及びその活用可能性、観光資源としてのストーリーを整理する。
- コミュニティごとに観光資源として活用するために必要となる、遺跡調査、観光資源開発、観光関連インフラ開発の具体的なニーズ（ニーズの種類・内容・規模・金額）及びその優先順位について整理する。
- コミュニティごとに上記で整理された具体的なニーズを満たした場合の、協力の効果を測定するための指標案・目標値を提案する。
- 対象コミュニティ候補群から対象コミュニティを選定する際のクライテリア案について提案する。
- 対象コミュニティの中に複数の観光関連インフラのニーズがある場合は、同コミュニティの中から支援するインフラを選定する際のクライテリア案についても提案する。
- 調査対象地域の政府機関における能力強化や人材育成のニーズ及び協力案

（１１）調査結果を JICA ペルー事務所、ペルー通商観光省及びペルー文化省に説明の上、全体調査結果について認識共有を諮るとともに、コメントを聴取する。

（１２）調査結果をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA 経済開発部に説明し、コメントを取り付ける。コメントを踏まえて、ファイナルレポートを作成する。

第６条 報告書等

報告書名	提出時期	言語	形態	部数

業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語及び英語	電子データ	-
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語及び英語	電子データ	-
			製本	日本語・英語各１部
			CD-R	１部
		西語	電子データ	-

第７条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙

業務計画書、業務完了報告書目次案

（１）業務計画書

① 業務の概要（背景・経緯・目的・内容）
② 業務実施の基本方針
③ 業務実施の方法
④ 業務実施体制
⑤ 業務フローチャート
⑥ 活動計画
⑦ 要員計画
⑧ その他必要事項

（２）業務完了報告書

① 業務の概要
② 活動内容及びその結果（業務フローチャートに沿って記述）
- 観光分野の政策面に対する課題分析の結果
- 観光関連のインフラ開発状況や人材育成の課題分析の結果
- 観光分野の市場情報及び観光関係者のニーズ等の確認及び課題分析結果
- 観光資源の現状確認及び課題分析結果
- 観光分野で適用可能なイノベーション技術の活用可能性の整理結果
- 日系社会との連携可能性について整理した結果
- 他ドナーの支援状況及び課題に関する整理結果
- 今後の我が国の協力プログラム案についての提言

・契約期間案件終了の約 10 日前に報告書案（和文・英文）を発注者に提出し確認を受ける。発注者の確認結果を踏まえ、報告書を修正し確定する。
・当該期間に作成した技術協力作成資料を併せて添付する
・和文では発注者に報告すべき特記事項があれば追記する。

別紙２

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章「１．技術提案書の構成」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	調査対象とする観光関連インフラ（都市インフラ及び観光インフラ）の種類	第５条 調査の内容（３）及び（４）
2	調査対象とする市場情報、及び観光関係者のニ―ズの種類	第５条 調査の内容（４）
3	調査対象とする観光資源の種類	第５条 調査の内容（５）
4	観光分野におけるイノベーション技術の活用範囲	第５条 調査の内容（６）

第３章　技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第２章　特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

１．技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

（１）業務の工程

「第２章　特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第２章　特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）６．１人月

（現地渡航回数：延べ６回）

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

（３）業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇）格付の目安（２号）】

1. 対象国及び類似地域：ペルー国及び中南米地域
2. 語学能力：英語

※　業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※　総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

特になし。

（５）配付資料／公開資料等

公開資料

- 「ペルー国 全国観光開発マスタープラン調査(第１フェーズ)最終報告書 要約」
  ペルー国 全国観光開発マスタープラン調査(第 1 フェーズ)最終報告書 要約. -

(jica.go.jp)

- 「ペルー国 全国観光開発マスタープラン調査(第１フェーズ)最終報告書 要約」ペルー 全国観光マスタープラン調査(第 2 フェーズ)最終報告書 日本語要約. - (jica.go.jp)

（６） 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（７） 安全管理

現地業務に先立ち、JICA の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上、ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認し、外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。現地の治安・新型コロナウイルス感染拡大状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡をとるよう留意すること。

２．技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（１）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記」１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画）は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては､「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

４）その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 10 月）」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（３）業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

（４）技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

１）形式

技術提案書は、Ａ４版（縦）、原則として１行の文字数を４５字及び１ページの行数については３５行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

３．　経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するについては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月版）」**を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）本案件に係る業務量の目途

「第３章　技術提案書作成要領」の２．（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「８．（２）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料翻訳費	第２章特記仕様書案　第５条（１）～（９）	60,000 円	現地調査にて収集した資料の翻訳費	一般業務費-資料等翻訳費・雑費
2	国内移動費（リマ⇔カハマルカ）	第２章特記仕様書案　第５条（２）～（５）、（９）	162,000 円	調査対象地域への出張する際の往復航空賃（1回分）	一般業務費-旅費・交通費
3	国内移動費（リマ⇔ランバイケ※チクラヨ）	第２章特記仕様書案　第５条（２）～（５）、（９）	162,000 円	調査対象地域への出張する際の往復航空賃（1回分）	一般業務費-旅費・交通費
4	国内移動費（リマ⇔イキトス）	第２章特記仕様書案　第５条（２）～（５）、（９）	120,000 円	調査対象地域への出張する際の往復航空賃（1回分）	一般業務費-旅費・交通費

（４）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：評価表

別紙

技術提案書評価配点表

評　価　項　目	配　点
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**
（１）類似業務の経験	6
（２）業務実施上のバックアップ体制等	4
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3
イ）ワークライフバランス認定	1
２．業務の実施方針等	**(65)**
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
（２）作業計画等	30
３．業務従事予定者の経験・能力	**(25)**
（１）業務主任者の経験・能力	**(25)**
業務主任者の経験・能力：　業務主任者／観光振興	**(25)**
ア）類似業務等の経験	12
イ）業務主任者等としての経験	5
ウ）語学力	5
エ）その他学位、資格等	3